

1 開催日 平成30年7月26日(木)

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第44号 平成31年度使用高知地区教科用図書(学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書を除く)の採択について

日程第3 市教委第45号 平成31年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について

日程第4 市教委第46号 高知市立自由民権記念館協議会委員の委嘱等について

日程第5 市教委第47号 高知市立学校の学校医, 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について

日程第6 市教委第48号 高知市教育委員会の所管する公の施設に係る高知市指定管理者審査委員会条例施行規則の一部改正について

日程第7 市教委第49号 高知市工石山青少年の家条例施行規則の一部改正について

報告 ○全国学力・学習状況調査の結果について

○いじめ案件について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	横 田 寿 生
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐

(2) 事務局	教育次長	弘 瀬 健一郎
	教育次長	高 岡 幸 史
	教育政策課長	和 田 典 子
	学校教育課長	溝 渕 隆 彦
	学校教育課学力向上指導監	岡 本 伸 浩
	教育環境支援課長	岩 原 圭 祐
	生涯学習課長	池 上 哲 夫
	人権・こども支援課長	西 原 知佐子
	人権・こども支援課生徒指導対策監	中 井 昭 秀
	民権・文化財課長	山 岡 奈穂子
	教育政策課長補佐	吉 本 忠 邦
	学校教育課指導主幹	竹 内 清 貴
	学校教育課指導主事	入 江 洋

学校教育課指導主事
教育研究所指導主事
教育研究所指導主事
教育政策課総務担当係長
教育政策課主任

藤村正和
戸梶利道
萩森司
神岡純子
北岡美樹

1 平成30年7月26日（木） 午後4時00分～午後5時54分
（たかじょう庁舎5階南会議室）

2 議事内容

開会 午後4時00分

横田教育長

第1205回高知市教育委員会7月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は西森委員さん、お願いいたします。

西森委員

はい。

横田教育長

それでは、議案審査に移ります。

日程第2 市教委第44号「平成31年度使用高知地区教科用図書（学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書を除く）の採択について」、それから日程第3 市教委第45号「平成31年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について」のこの2つの議案ですが、8月末までの間、時限秘の内容となっておりますので「秘密会」といたします。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

横田教育長

それでは、日程第2 市教委第44号「平成31年度使用高知地区教科用図書（学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書を除く）の採択について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

市教委第44号「平成31年度使用高知地区教科用図書（学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書を除く）の採択について」説明をさせていただきます。

この採択につきましては、高知地区教科用図書採択協議会からの報告書及び資料を審議し、採択するものです。採択内容といたしましては、2件ございます。1件目は、資料1ページをご覧ください。小学校教科用図書採択の仕組みです。昨年度採択を終えました特別の教科道徳を除く9教科11種目が今回の対象となりますが、まずは1ページの調査研究委員会が省略されていることについて説明いたします。資料1①の本年度の列の中の採択が今回の採択であります。前回の採択が②平成26年度でしたので、4年ごとに採択が行われることとなっております。

しかしながら、次回の採択が③平成31年度でありますので、今回採択後使用するのは1年間のみとなります。基本的には4年サイクルですが、約10年に一度学習指導要領が改訂されるため、その際は、今回のように4年サイクルにならない場合が生じます。通常4年サイクルを2回後に今回の状況が生まれます。なお、今回の平成29年度検定におきまして、前回の平成25年度検定から新たに文部科学大臣の検定を受けた教科書がございませんでした。そのため採択事務を簡略化した

しましたが、平成 26 年度の高知地区教科用図書採択協議会で検討された資料をもとに慎重に審議がなされております。

2 件目は、元の資料 2 ページの中学校の教科書採択の仕組みです。本年度は特別の教科道徳のみの採択であり、調査研究委員会から報告を採択協議会が受け 3 種を選定しております。なお、4 ページは本日の定例教育委員会に先立ちまして採択協議会の田所会長から教育委員会へ提出された答申でございます。この採択協議会からの答申でございますが、小学校は特別の教科道徳を除く 9 教科 11 種目、中学校は特別の教科道徳の 1 教科 1 種目につきまして 3 ページの調査研究方針に基づき、種目ごとに 3 種を選定しております。資料 3 は採択協議会からの「平成 31 年度使用教科用図書についての報告書」でございます。資料 2 もお手元にご準備をお願いします。資料 3 の 1 ページをご覧くださいますと、国語において選定された 3 種に共通する特徴が記載されております。2 の特記事項の上記以外の 2 種の教科用図書とありますので、合計 5 種を調査対象としていることとなります。なお、採択協議会の役割は「種目ごとに 3 種を選定すること」でございますので、その 3 種の評価や順位性については記載いたしておりません。そして 2 ページから 6 ページまでが、発行者ごとの報告書資料となっております。

以下、国語と同様に、小学校は特別の教科道徳を除く 9 教科 11 種目、中学校は特別の教科道徳の 1 教科 1 種目が記載されております。このことを一覧にしているのが資料 2 でございます。国語の列をご覧ください。○印が先ほどの 5 種であり、※印が本年度使用している教科書です。

なお、地図、音楽、図画工作、家庭は 2 社のみの発行でございますが、採択協議会におきまして、今回その全てがふさわしいものとして選定されております。

協議に当たりまして、委員の皆様の後ろには、採択協議会で 3 種選定された教科書見本を用意しております。また、3 種以外の教科書につきましても、見本を見ることができるよう用意しております。本日は、採択協議会からの答申を参考にいただきまして、種目ごとに 1 種ずつ、採択していただきますようお願いいたします。

横田教育長

それではまず、小学校の教科書の採択について質疑等ございましたらお願いいたします。

西森委員

今年選定したら単年度ということですが、今まで 4 年間使ってきて、これはあまりにも使いにくいというような声はないですか。

学校教育課入江指導主事

学校の先生方から特段不都合があるといった話は一切聞いておりません。

西森委員

一応一つ流れがあって 4 年間やってきて、特に不都合は無いけれど、もしかしたらより良いものがあるかもしれないということで、今年仮に選んだとしても来年もう一回やることになるので、そういう意味では場合によっては会社が変わる、また変わるというような、子どもたちにしたら頻繁に変わるという現象が発生することもあり得るということですよ。今回またいろいろ変えるということになってくると。

学校教育課入江指導主事

はい。そのとおりでございます。

横田教育長

4 年前に採択したものと別に、新たに検定を受けたもので増えているということはないのですか。

学校教育課入江指導主事

一切ございません。

横田教育長

小学校教科用図書について何か他にご意見等はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは小学校教科用図書については現在使っているそれぞれの教科書を来年度も採択するということで一旦ご承認をいただいたものとします。

引き続き中学校の特別の教科道徳について質疑等お願いしたいと思います。事務局の説明をお願いします。

学校教育課指導主幹

特別の教科道徳につきまして、中学校教科用図書調査研究委員会及び教科用図書採択協議会から報告されました資料がございますので、そちらを踏まえまして見本の教科書と共にご説明をさせていただきます。お手元の資料は3の58ページからになります。

道徳につきましては全部で8社が検定を受け文部科学省へ申請をしております。そのうち選定されました3社について名称と略称、さらにそれぞれの特徴について見本本へ色別付箋を付けたページをご説明いたします。また、共通した内容の比較や発行者ごとの特長等についても説明いたしますが、3社以外の教科書につきましても、調査報告書や見本を見ることができるよう用意しております。

今回、道徳の教科書は採択協議会から3社が選定されており、一つは東京書籍株式会社、略称は東書、そして教育出版株式会社、略称は教出、そして日本文教出版株式会社、略称は日文でございます。それでは、お手元の見本本で付箋をつけたページをご覧くださいですが、まず1年生の教科書を中心に付箋をつけておりますが、青の1番の付箋をそれぞれお開きいただきたいと思えます。3社とも教材の構成や道徳における学習の進め方が示されており、見通しをもって主体的な学習ができるよう工夫されております。それぞれ巻頭も説明資料ということでご覧いただいております。また青の2番、3番の付箋も同じくテーマに関わることとなりますが、それぞれ題名やテーマと観点を示して導入するとともに、他教科との関連を示している、これが東書のページでございます。また文末には「考えてみよう」を設定して中心発問の例を示しております。同じく教出では題名下の問かけを導入として、文末の「学びの道しるべ」を内容に関わる発問例として示しております。同じく日文では、題名の上に主題、下に登場人物や作者の写真・イラストを配置し、文末に「考えを深める」「自分にプラスワン」を配置して内容に迫りやすくしています。こちらが青の付箋の部分で採択協議会報告書の選定理由1番に対応するものとなっております。

続きまして緑の4番の付箋をご覧ください。それぞれ体験的な学習や役割演技を通して、人間としての生き方について考えを深めることができるように工夫されております。東書では、各学年に「Action」のページで役割演技や体験的な学習ができる教材が配置され、メインの教材と併せて行うことで教材のねらいをさらに深めることができるよう工夫されております。教出では各学年の「やってみよう」のページで役割演技や体験的な学習ができる教材が配置されています。日文では体験的な学習に適した教材には、参考例として「学習の進め方」が設けられ、授業の展開がイメージしやすくなっています。

続きまして橙色の5番の付箋をご覧ください。各社とも読み物教材だけではなく、特設のページを各学年に設けることで、多面的・多角的に道徳的価値について考えることができる内容となっております。

続きまして紫色の6番の付箋をご覧ください。内容に偏りがなく、今日的な課題やテーマについても各学年とも十分に配列がされています。お示ししている見本の課題としては情報モラルに関する内容でございます。その他いじめであったり命の大切さであったり、課題についても充分配列がされております。

続きまして桃色の7番の付箋をご覧ください。それぞれ生徒が学びの記録であったり振り返りをするための工夫としての資料が示されているページでございます。東書では、各教材に「つぶやき」

の欄が設けられ、考えたことや思ったことをその場でメモできるようになっています。また、授業で使用されるワークシートや、巻末の自己評価表「自分の学びを振り返ろう」と組み合わせることで、学習の記録を残すことに役立つことができるようになっています。教出では巻末の「学びを記録しよう」で学期ごとの振り返りを記録として残すことができるようになっています。日文では、別冊で「道徳ノート」が付属しており、それに記入することを通して自分の考えを深めたり、記録として残すことができるようになっています。

続きまして黄色の8番の付箋をご覧ください。こちらは共通ではなく、各社の特徴としての資料としてご説明しますが、東書では小学校で学習した教材、地域教材資料、グループでの話合いで活用したり、自分の意見を書き込んで黒板に張り出すことができる簡易ホワイトボード、場面ごとの思考や気持ちを可視化する「心情円」が付属しており、多様な学習活動ができるよう工夫されています。教出では各都道府県ゆかりの人物と、その人の言葉が掲載されており、興味を惹かれた人物の言葉をきっかけにして考えを広げていくとともに、郷土についての理解を深めることができるようになっています。また、8社全てにおいて同一の教材を使用しているところはございませんが、お手元の3社につきまして共通の教材がございましたので、赤白の付箋と青白の付箋においてお示しをしております。それぞれ2つの手紙、足袋の季節という教材でございます。比較して参考としていただければと考えております。

説明資料は以上でございます。

横田教育長

それではご覧になっていただいて、評価すべき点や質疑等を含めましてご意見をいただければと思います。本日は一種を採択するために選考したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

谷委員

教育出版ですが、最後にどの学年にも都道府県にゆかりのある人物とその言葉というのがあります。高知県でも寺田寅彦とあと2、3人掲載されていますが、こういう言葉というのは中学生にもすごく響く感じがするので、付録みたいな形で載せているのは良いかなと思いました。ただ全体的に見て白っぽい色調なので、もう少し柔らかい色だったら良いのにといい気がします。

西森委員

東京書籍について特徴的だと思ったことについて述べさせていただきます。東京書籍は1年生から3年生までいずれも8ページ、9ページをみると4つのテーマ、自分自身に関すること、他の人との関わり、集団や人との関わり、生命や自然等崇高なものとの関わりという大きな4つの柱で物事を構成し、その中にいろんなテーマを位置付けていくという一環した姿勢が見られるように思います。系統が非常にはっきりしていますし、学習していく上でも子どもたちがものを考える道標になるような工夫がされているような気がいたしました。

横田教育長

東京書籍のそれぞれの始まりの部分、右下に色々な印が付いていますが、これはどういう意味ですか。

学校教育課指導主幹

それぞれ教科との対応を示しております、マル国は国語との関連、マル英は英語との関連を示すそういった記号になります。

横田教育長

10ページにある㊦みたいなものは？

学校教育課指導主幹

デジタル教材があるという意味で、写真資料や映像資料といったものが、別途教科書以外にありますということを示す記号になります。

横田教育長

DVD等に収められていて、電子黒板等で示すことができるといったものになるのですか。

学校教育課指導主幹

教科書に付随してはないのですが、資料としては使用できますということです。

横田教育長

マル英が英語としたら、英語で解説があるのですか。

学校教育課指導主幹

英語の教科で学習する内容との関連という意味です。

横田教育長

英語を必ずしも使ったものではないと。

学校教育課指導主幹

ではないです。挨拶やコミュニケーションといったところが関連するのではないかと考えます。

横田教育長

教育出版の最後の方にある「こころ輝き度」というのはどのように活用するのですか。

学校教育課指導主幹

基本的には生徒が自分の感じたことをここに表すということになります。そのことを自分の振り返りに使う、そういった活用の方法かと思います。

横田教育長

いま一つ「こころ輝き度」というのが何をどう評価しているのか、ここでみる星がつくのかというのが分かりにくいですが、補足するような資料はあるのですか。

学校教育課指導主幹

ページで示されている表記のみですが、教員がこれをどのように活用して学習につなげるかということを考えるべきことであると思います。

谷委員

星印が何のために書いているのか良く分からなくて、教科書の中にこういうコーナーを設け、生徒に星の色塗りをさせるという意図に教育的効果を感じないのですが、どうなのでしょう。

学校教育課指導主幹

ページの上にございますが、新しい発見があったり、ためになったと感じた教材に、自分なりに色を塗るということで、あくまで自分の振り返りと自分の感じたことを表現するものという捉えでよろしいのではないかと思います。

横田教育長

日本文教出版だけは別冊の道徳ノートが付いていますが、この意図や活用の方法はどのように考えていますか。

学校教育課指導主幹

ノートの裏のページに目的が記載されておりまして、先生保護者の方へという括弧書きの部分になりますが、「道徳の授業で思ったことや考えたことを書き留めるものであります。1時間ごとの思考の変化を継続的に記録することで道徳科の学習が深まることを期待し、学校と家庭の連携の中で成長の過程がご覧いただけるのではないかとことを願って資料として使ってもらいたい」ということが書かれています。

横田教育長

一定有効性みたいなものの評価をされて3種選ばれたのだと思いますが、選考の過程で出た意見というのは大体同じなのですね。

学校教育課指導主幹

それぞれ目的に沿って使うことについては非常に効果があるだろう、記録として残すことには効果的であるというご意見もありましたが、一方でノートの存在によって教材を読み取るに当たり、質問を考える際に引っ張られてしまう、展開が画一化されてしまうのではないかという意見もありました。議論についてはそれぞれあります。

谷委員

日本文教出版の道徳ノートを見てみると非常にまとまっているというか、毎回毎回書いて先生もチェックがしやすいし、そういう意味では一見まとまるように思いますが、今度新しくなった道徳は考えて議論するというものですので、何を議論するかというのは教材を読んだ上で、理想的なのは生徒からこの事についてみんなで今日は話してみたい議論してみたいと出てくる、僕はなぜ風に向かって立つライオンでありたいというように作者は考えたのだろう、そのことをもう少しみんなで考えたいと出てくるのが理想的であって、先生の思いと合致して道徳の議論というのが、みんなで考える授業がより効果的になるというものがあると思うんです。あまりにも考えてみようの内容が固定されていて、画一的になるというか、一つ一つの教材についてみんなで考えるということが阻害されてしまうという気がきます。一見良く見えますが、実際どうなのだろうという気がします。

森田委員

道筋として立てているところに関しては、東京書籍がなさっているかなと思いました。生徒の気を惹くために郷土というのがあったり、切ってみようというのも良いかもしれないですが、では、東京書籍が郷土47都道府県全て載せているのかというと、紙面の都合もあるのかもしれませんが、そうではないという気もいたしました。これは、自分の専門的ところで気になったのですが、中身の中で、家族は明るくなくてはいけないという表現がありました。家族で考えることが目的なので、そういう切り口なのかなという気持ちがありました。あと、中学生として教育出版を見た時に、中学1年生がどれを手に取りたいかと思ったときに、これはどうなんだろうという気もいたしました。先ほど申しました郷土の話でいえば47都道府県全部揃っている、教育出版の最後に言葉が沢山あって自分の県があると嬉しいものですが、生徒がどうなんだと読むのは良いとは思っていますが、この中に郷土の言葉を言っている女性が47都道府県に4人か5人しかいなくて、しかも女性が作家かアスリート、あと宇宙飛行士が2人ぐらいしかいなくて、子どもたちが将来活躍している人の言葉を見るときの隠れたカリキュラム、「そうなのか、やっぱり活躍しているのは。」とってしまったのも勿体無いかないという気もいたしました。日本文教出版は、子どもの的に受けが良さそうな気がしました。3つの中で言うと、最初は友達の関係、2年生になると地域の方との異世代的との交流、3年生になると国際的な視点を持つとうという視点を持っているのかなと、そこは面白いなど。明確に表紙からそういうメッセージを発信しようと思っているのかなと思いました。いただいた資料3にも書かれていたのですが、今時な課題に挑戦しようとしているという話があって、全部を拝見してはいないですが、LGBTの話等も道徳の中に日本文教出版は書かれているので、他をちょっと拝見は出来ませんでした。今日の課題に挑戦しているのかなと思いました。あと、ワンピースやプリキュアなどの子どもたちが見るアニメを載せるなど、子どもたちが興味を持つための入り口を一生懸命用意しているのかな、努力をされているのかなと思いました。ただ、先ほどの話しにもありました道徳ノートの最後をよくよく見ると、道徳ノート最後のプラスワンというのは、先生が本当はそういうふう誘導したい、子どもたちにどうなんだろうって言ってもらいたいのではないかと、少し誘導しているような気がします。自由に議論しましょうと言いながら、実はルールがひかれているといった印象がありました。

それぞれ良いところと、ちょっとどうなのだろうというところがありました。

野並委員

教育出版の一連のエピソードというのは、私的には読みながら良いエピソードが沢山あるなと思ったのですが、他の2社は、これこれこういう人がいますという話の中で、さあどうでしょうとかどう思われましたかというものであって、ただ感動秘話を沢山載せるのが果たして良いのかどうかと思いました。教育出版はちょっとそういう傾向があって、方向性が大体決まっていてこれに感動させてという感じが少しあるのかなと、本当は一番持って帰りたい本は教育出版なのですが、道徳の授業とした時にどうなんだろうと、特に中学生の授業からすれば、こういう人がいてそれぞれの生き方について議論するという時に、他の2社の方が可能性があるのかなという気がしました。

横田教育長

他にご意見等ありませんでしょうか。

谷委員

それぞれの3つの会社の共通教材という説明がさっきありましたが、その共通教材の2つの手紙について、自分が情で2人の兄弟を動物園に入れてあげたことによって懲戒処分の通告を受け、2つの手紙を受け取ったゲンさんという人が、手紙のお陰でまた新たな出発ができそうだと晴れ晴れとした顔で職場を去っていったという話ですが、子どもたちと考えるすごく良い教材だと思うので3社ともに載っているのだと思いますが、3社の提示の仕方が若干違っています。教育出版と日文について最後を見てみると、最後の5行ぐらい、すごく情景が浮かぶドラマチックな雰囲気の記事になっています。東京書籍は3年生の171ページですが、晴れ晴れとした顔でゲンさんは身の回りを片付け、そしてこの日をもって自ら職を辞し、職場を去って行ったで終わっています。2社が載せている5行をいれてない。これをどうみるか考えた時、晴れ晴れとした顔でゲンさんは職場を去って行ったと最後をここで止めるということが、この後の想像を膨らませるのに効果的であると思います。教材の質は同じですが、提示の仕方がより良い授業のためにしているといえるのは、東京書籍だと思います。

西森委員

2つの手紙は私も面白いなと思って、良いとも悪いとも申し上げられないのですが、東京書籍は社会の中で規則や決まりを守ることの大切さって何だろう、規則や決まりという中に入っています。後の2社は法や決まりとあって、法という言葉ここから発展させています。やっぱり法というのは国家として強制力を有している、国民全員が合意形成して、国民に対して強制することができるものという法というレベルのものは、決まりというものよりもう少し上のレベルのもので、それは一体どういうことなのだろう、何故そういうものがあるのか、法というものは全てなのか、それで全て社会がまわるのかということなどを常に考えておくべきことなのだろうと思うのです。ここで東京書籍があえて法という言葉を使わずに、規則や決まりというレベルに留めたというのは、恐らく何らかの議論があって留めているのだと思うんですね。法の議論じゃない。それより少し手前の規則や決まりのレベルの話だということで、ある種の見識なのかなと感じました。ただ一方で、法というのは一体何だろうということを考えるきっかけを作るという意味では、他の2つも社会の公民のレベルでいったときに、教科を横断的に考える上で、社会の公民で法というものを学び、ああ、それは法律なんだと思ったものが、身近で全く違う形となって、目の前に提示されることがあるということを考える上では良いのかなと思います。本当に感想的なことですが。

最後の5行が違うというのは、谷委員から言われて初めて気が付きましたが、多分この5行が逆にあることで、さあ自分はどうするというのを突きつけられるのだと思います。ゲンさんの話、物語ではなくて私自身が今から目の前にあるルールを守る時と超えるとき、罰則がある、反していると分かっている、あえて超えるときというのはどこの時なんだということを考えさせるという意味で、あるにしてもないにしてもいろんなことを考えてできている教材なのだと、谷委員の話で気付かされました。

法や決まり、権利と義務という枠の中で、あえてでも言葉としては規則という言葉で留めているとすれば、ものすごく考えて言葉を選んでいるという言い方もできるのかなという気がして、やはり法律の話ではないんですね、これは。現場の教員の方が、そういう意味で何でここで法のくりにあるのに規則で留めているのだろう、法と規則と決まりってどう違うんだというところまでやると、すごく充実した授業になるのだろうなと思います。

谷委員

もう一つの共通教材で話しがあった「足袋の季節」、これもどこまでも心に残るといえるかこういう出来事をずっと持ち続けて生きていくということが、人間として非常に重要なのだろうと思わせてくれるような話です。日本文教出版の挿絵は胸にせまる感じがあってすごく良いと思います。ただ少し気になるのが、3年生の168ページの上に「強く気高く生きる」と書いてあります。この言葉は生徒と一緒に議論する中から出てきたら、価値があるかもしれないという感じがして気になりました。あとこれは2年生の教材になっていますが、足袋そのものの感じが分かってほしいというのと、自分のキャリアとして今後考えていくというのは、3年の卒業時期がふさわしいと思うので、出来れば3年生の教材とする方が良いかなという気がします。教出は3年生になっています。何らかの意図をもって2年にしているのかもしれませんが、学年の発達段階であるとかそんなものを考えて教材の配置をした方が良いのではないかという気がしました。

横田教育長

ありがとうございました。いかがでしょうか、他にご意見はございませんでしょうか。

3種の教科書についてそれぞれ評価すべき点、ご意見等を頂戴したところですけども、それぞれに良さもあればということだとは思いますが、全体をお聞きしていく中では、いくぶん、東京書籍の方が少し多くの特長があるような評価になっているのかなというふうに受け取れましたけどもいかがでしょうか。特に異論がないようでしたら、中学校の特別の教科道徳については、東京書籍の新しい道徳を採択ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

横田教育長

それでは先ほどの小学校の採択の分と併せまして採決をしまいたいと思います。ここで一旦この件の質疑を終了いたします。市教委第44号「平成31年度使用高知地区教科用図書（学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書を除く）の採択について」は、先ほど申しあげました小学校については一括して従来使っているそれぞれの教科書を来年度も採択するということと、中学校の特別の教科道徳につきましては東京書籍を採択するということについてご異議ございませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第44号は原案のとおり決しました。

日程第3 市教委第45号「平成31年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

市教委第45号「平成31年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について」説明をさせていただきます。資料1をご覧ください。初めに、「学校教育法附則第9条による教科用図書」について説明いたします。

(1)について補足説明いたします。特別支援学校及び小・中・義務教育学校の特別支援学級においては、学校教育法附則第9条の規定により、学校教育法第34条に定める教科用図書以外の図書を教科用図書として使用することができます。学校教育法第34条に定める教科用図書とは、同学校教育法第34条第1項には、「小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。」と定められており、この規定は、中・義務教育学校及び特別支援学校にも準用されます。しかしながら、特別支援学級や特別支援学校において用いるための検定済教科書は、現在発行されておられません。また、文部科学省が「文部科学省著作教科書」を編集・発行していますが、その種類は国語、算数・数学、音楽のみに限られております。そこで、特別支援学級及び特別支援学校においては、学校教育法附則第9条の規定により、検定済教科書や文部科学省著作教科書以外の図書を教科書として使用することができることになっておりまして、この図書を通称「9条図書」と呼んでおります。

(2)についてですが、この9条図書は、検定済教科書では子どもの学習に適切でないという場合に使用するものですので、これを用いる場合には、検定済教科書の支給を受けずに、代わりに9条図書の支給を受ける、ということになります。なお、9条図書は、検定済教科書と同様に無償で給与され、支給された図書は子ども個人のものとなります。

(3)についてですが、9条図書は、特別支援教育の教育課程に即して用いられるものですので、教育課程上にない教科に対しては支給できません。

(4)についてですが、9条図書は、検定済教科書のように日々これを用いて授業を行うというものではなく、子どもの学習活動を発展・拡大させていくための一つの題材として活用されることが多いものがございます。特別支援学級や特別支援学校におきましては、各教科等にわたる内容を総合的に学習することが多くございますが、9条図書はこうした学習活動に対する子どもたちの意欲を引き出したり、劇やものづくりなどの活動へと発展・拡大させていくための題材として活用したりすることが多くなっております。

次に、9条図書の採択について説明いたします。採択の流れにつきましては、資料2の1ページをご覧ください。高知県教育委員会からの指導・助言を得て、本市教育委員会事務局教育研究所特別支援教育班が学校代表の意見を参考に調査研究を行い、本教育委員会に提案し、審議を行い採択をお願いするものです。2ページをご覧ください。本年度の本市における学校教育法附則第9条の規定による一般図書選定基準を示しています。この内容におきましては、本年度の県教育委員会の一般図書選定基準によるものを引用しております。

9条図書は、平成15年度以降、採択された図書を順次追加していく形にさせていただいております。資料3にございますように本年度は438冊の一般図書の中から選べることになっております。

検定済教科書の採択とは異なり、年度を追って順次図書を追加しておりますのは、できるだけ広い選択肢の中から、子どもたちの実態に応じてより良い図書を選択できるようにするためでございます。

続きまして、3ページから4ページをご覧ください。平成31年度以降使用として新たに調査を行う一般図書一覧でございます。3ページのナンバー1からナンバー12までの12冊においては、県教育委員会からの指導・助言を受けた図書でございます。4ページのナンバー13から17の5冊については、本市において学校現場からの使用の希望を参考に選んだ図書でございます。よって、合計17冊において、本日ご審議をお願いいたします。

5ページ以降は、この17冊の本の内容構成や印刷・表現、価格等について調査・研究した結果でございます。こちらに、17冊の見本の本を用意してありますので、ご覧いただければと思います。本日は、この17冊について採択を審議していただきたく存じます。9条図書のご説明は、以上でございます。

横田教育長

お手にとっていただきまして、お気付きの点等また質疑がございましたらお願いいたします。

教育研究所戸梶指導主事

少し特徴的なところをご説明いたします。それぞれの本がイラスト等が多く使われておりまして、子どもたちが見て意欲を持って学習に参加できるものになっています。それから自己理解、他者理解が進められる内容のものが多くなっておりまして、これから社会に出て子どもたちが生活していく上で、大切な力が身に付けられるようなものになっていると思います。

谷委員

この中で全部のページがきらきら光っているものがありますが、これは何か効果的な面があるのですか。

教育研究所戸梶指導主事

その本はシリーズ本になっていて、そのきらきらがついている魚ですが、最初はそれをひけらかすような嫌な奴だったのですが、それをみんなに分けてというシリーズでして、みんなで助け合っていこうというシリーズ構成の本になっています。それが流れとしてありますので、できましたらシリーズで9条図書として使用を進めていくと、学年が上がっていくにしたがっていろんなことが理解できるようになるかと思えます。

谷委員

今までもシリーズとして採択してきたという経緯があるのですか。

教育研究所戸梶指導主事

はい。

西森委員

特別支援学級といったときに、恐らく肢体というお子さんは普通の教科書でおやりになられるんだと思います。知的面と情緒面に関して課題のある子どもたちが使用するということになってきたときに、それぞれ特性に応じた教科書があるのかなと思うのですが、その辺の特徴的にひもづけられているというものがありますか。ソーシャルスキルトレーニングの教材として活用できると書かれているのが14番などにありますが、要するにこういう場合にはこういう行動をするんだよとか、こういう場面ではこういう感じ方をすることがわりと一般的なんだよみたいなことなど、そういったことに意を用いられている本もあるような感じがするのですが、それは発達に特性のあるお子さんに良いというのは、そういうことなのでしょう。

教育研究所萩森指導主事

ソーシャルスキルトレーニング、先ほど審議されておりました特別の教科道徳にもちょっと関わる部分もあるのですが、通常の知的の遅れのないお子さんの場合は自分たちで意見がでてくると思うのですが、発達障害を含めて9条図書は、知的な遅れがあるお子さんが主に使っていきますので、そういった面でいうとある一定のこういうふうな考え方の中でという部分で、教科書的に参考的に考えを引き出していくということに使われていますので、今回はちょっとそういう内容のものが入ってきているのかなという感じがしております。

横田教育長

現在、特別支援学級は何学級ありますか。

教育研究所萩森指導主事

高知市の特別支援学級は199学級あります。その中に通級指導教室併せるとほぼ200学級とかになりますが、主には知的に遅れのあるお子さんに対して学習への興味関心というところのスタート地点という考え方もありますので、色々なジャンルを選択していただいています。

横田教育長

知的障害とか自閉症・情緒障害それぞれの学級数は？

教育研究所萩森指導主事

学級数に関して詳しい数は今ないですが、ほぼ200学級のうちの6割が自閉症・情緒。つまり知的な遅れを伴わないけれども情緒的には課題がある、3.5割が知的、あとの0.5が感覚障害、肢体不自由であったり弱視であったり難聴であったりという構成になっています。

横田教育長

今出してくれている図書はいずれにも大体使えるというものでですか。

教育研究所萩森指導主事

主には知的障害となります。通常の教育課程に準ずる自閉症・情緒障害や他の特別支援学級などは通常の同学年の教科書を使っておりますので、その教科書が適切でない知的な遅れのあるお子さんに対しての一般図書を9条図書として教科書として採択するということになります。

横田教育長

全体でいうと3.5割の生徒が主に使うということになるのですね。

教育研究所萩森指導主事

あとは高知特別支援学校の小学部、中学部ということになります。

西森委員

16番がどうなのかなと思って拝見したのですが、ワークブックというタイトルだったので、別のルールが、レベル的なものが駄目といったものがなかったのでしょうか。もう今はなくなっているのでしょうか。前はあったと思いますが。

教育研究所萩森指導主事

一応ありますが、今回も文科省の方から通ってきたものでそういったものがありますが、幅広く今のニーズに合わせて採択していただけたらと思っています。

西森委員

ワークブックという感じより本なのですが、知的なお子さんに向けてというよりは結構難しく、タイトルも考えと感情を採検しようとか、自分で自分の心の動きがよく分からないというとき、大人でも案外気持ちを整えるというときに使えるぐらいの本ですよ。こういうのは、やはり情緒とかの関係で使うことを想定されているのでしょうか。

教育研究所萩森指導主事

中学校の軽度の知的な遅れのあるお子さんでもその中身ぐらいの理解はありますので、ちょっと自閉症を伴っていて知的障害もある場合は、そういったソーシャルスキルの、目から入っていくとか、こういうふうにやっていったらいいよというのはすごく効果的なので、それが新たに入ってきていると思います。

森田委員

全部は拝見していないのですが、どれも大事なことだと思いました。ただ一つ思ったのが、これまでの図書一覧を見た時に、防犯や社会のお付き合いの中で自分の身を守るということを考える本があっても良いのではないかと、というのは障害をもっているお子さんたちが犯罪に巻き込まれたりとか、何をされたのかを正しく言えなかったりするといことがあるというのを聞いたのと、学生が教育実習に行っていてそういったのも必要じゃないかと、そんな話が雑談の中で出たのもあるのですが。知的障害の方が35%いらっしゃるという話の中で、こういう時は自分の身を守らなければいけないという、そういう図書が今後あっても良いのではないかと、と思いました。

横田教育長

よろしいでしょうか。他にご意見はございませんでしょうか。なければこの件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第45号「平成31年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第45号は原案のとおり決しました。

ここで秘密会をときます。

横田教育長

日程第4 市教委第46号「高知市立自由民権記念館協議会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

民権・文化財課長

資料4・5ページ、市教委第46号「高知市立自由民権記念館協議会委員の委嘱等について」ご説明します。高知市立自由民権記念館協議会は、自由民権記念館の運営に関し教育委員会の諮問に応ずるとともに、教育委員会に対して意見を述べる機関として設置されており、今回、任期満了に伴い、8人の方に委員の委嘱等を行うものです。

委員の任期は、平成30年8月1日から平成32年7月31日までの2年間となります。8人のうち、新任の方が2人となりますが、大津中学校の飯田校長、鏡小学校の小比賀校長にお願いし、その他6人の方は再任となります。なお、女性委員につきましては、8人中3人で37.5%となっております。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

横田教育長

条例での定数は何人でしょうか。

民権・文化財課長

8人です。

横田教育長

女性委員の締める割合は40%以上ということですので、8名ですと半数の4名にならない限り40%を超えることはないのです、その点に関しましては以後留意して選考をお願いします。

それでは他にご意見はございませんのでこの件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第46号「高知市立自由民権記念館協議会委員の委嘱等について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第46号は原案のとおり決しました。

日程第5 市教委第47号「高知市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

教育環境支援課長

市教委第47号「高知市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」説明させていただきます。

議案書6ページを御覧ください。改正趣旨としましては、国家公務員の公務災害補償における介護補償の額の引き上げが、平成30年4月1日に行われたことに伴い規則の改正を行うものです。改正内容につきましては、議案書7ページを、説明は8ページ目の新旧対照表を御覧ください。新旧対照表の下線部が改正するところがございます。

主な、改正内容につきましては、2点ございます。①「介護保障額」が改正されるもの、②附則の政令施行規則条項が条項追加により変更されるものです。第4条第4項第1号中「105,130円」

を「105,290円」に改め、同項第2号中「57,110円」を「57,190円」に改め、同項第3号中「52,570円」を「52,650円」に改め、同項第4号中「28,560円」を「28,600円」に改める。と、介護補償の額を引き上げる改正内容となっています。各号の金額は、学校医等が公務災害により、介護保障を受ける場合に、介護保証として支給される月額上限額で、1号は「常時介護を要する場合で、介護に要する費用を支出した場合」の額、2号は「常時介護を要する場合で、親族による介護を受けた場合」の額、3号は「随時介護を要する場合で、介護に要する費用を支出した場合」の額、4号は「随時介護を要する場合で、親族による介護を受けた場合」の額となっています。

次に、附則4政令施行規則「第2条第1項」を「第6条第1項」に、次頁の附則5省令「第2条第2項」を「第6条第2項」に、附則6省令「第3条」を「第7条」に改正する内容は、平成18年10月1日施行の一部改正に伴い改正されるべきものがされていなかったため、今回、併せて改正するものです。この規則は公布の日から施行し、改正後の規定は平成30年4月1日から適用することとしています。なお、経過措置により、平成30年4月1日以後に支給すべき事由が生じた介護保障については適用し、同日以前に支給事由が発生したものは従前の例によるものとされます。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

横田教育長

改定の金額は人事院規則と同額ですか。

教育環境支援課長

はい。

横田教育長

条ずれを正す改正になっていますが、この間に実際の影響があったわけではないですね。

教育環境支援課長

ございません。

横田教育長

他にご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

横田教育長

他にご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第47号「高知市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第47号は原案のとおり決しました。

日程第6 市教委第48号「高知市教育委員会の所管する公の施設に係る高知市指定管理者審査委員会条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

市教委第48号「高知市教育委員会の所管する公の施設に係る高知市指定管理者審査委員会条例施行規則の一部改正について」ご説明いたします。

指定管理者制度につきましては、「高知市指定管理者審査委員会条例」第1条において、指定候補者の選定に係る審査並びに指定管理者の指定の取消し及び管理の業務の停止に係る審議を行うため、教育委員会規則で定める施設ごとに指定管理者審査委員会を置くことが規定されています。

本条例施行規則の改正は、高知市工石山青少年の家について、平成31年4月1日からの指定管理者

制度の導入に向けて準備を進めていることから、本施設の指定管理者審査委員会を、別表に規定するものです。12ページは本改正に係る新旧対照表となっておりますのでご確認ください。なお、施行期日は公布の日、平成30年8月1日としております。

説明は以上です。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

工石山青少年の家につきましてはこれまでにもご決定いただきましたように、新たに指定管理者制度の導入について必要な規定整理を行ってきたものです。今回、指定管理者審査委員会について法令等の整備を行うという提案になっております。特にご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

横田教育長

特にご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第48号「高知市教育委員会の所管する公の施設に係る高知市指定管理者審査委員会条例施行規則の一部改正について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第48号は原案のとおり決しました。

日程第7 市教委第49号「高知市工石山青少年の家条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長

市教委第49号「高知市工石山青少年の家条例施行規則の一部改正について」説明いたします。

今回の改正の趣旨ですが、高知市工石山青少年の家について、平成31年4月1日から指定管理者制度の導入に向けて準備を進めており、そのため、規則の一部を改正するものです。それでは、内容の説明ですが、議案書の15ページから20ページに新旧対照表が記載されておりますので15ページをご覧ください。左側、旧規則の第2条利用者の範囲ですが、これを削除するものです。以降の改正ですが、第2条削除に伴う条ずれの更新で、中身の変更はございません。

次に今回の改正の目的について説明いたします。この旧第2条利用者の範囲ですが、高知市工石山青少年の家を利用できる者を(1)青少年、(2)青少年団体の指導者、(3)その他高知市教育委員会が適当と認めた者と定めています。このため、青少年・青少年団体の指導者を除く団体が利用を希望する場合には、その都度、指定管理者が教育委員会へ利用について協議・確認することが必要となり、スムーズな運営の支障となるのではないかと考えております。また、現在の工石山青少年の家の利用者ですが、小中高校等の休みの時期、土曜・日曜・祝日・長期休みの利用が中心となっております。これらの時期は、申込みが飽和に近く、大幅な利用増は困難な状況です。そのため、利用数を伸ばすためには、休みの時期以外の時期を利用のできる団体、企業の研修利用等の増加を図ることが効果的ではないかと考えております。以上の理由により、改正を行うものです。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

県内のこうした青少年の関係の施設は沢山あると思いますが、例えば県立の施設でも同様の運用ができるようになっているのですか。

生涯学習課長

県の施設は3施設ありますが、これらの施設にも利用者の範囲を定めるような条例はありません。目的で利用者に沿った整理をしています。

横田教育長

県立の施設であれば、先ほどの企業の研修利用などは既に可能な状況になっているということですか。

生涯学習課長

はい。そのような状況です。

横田教育長

特にご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

横田教育長

特にご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第49号「高知市工石山青少年の家条例施行規則の一部改正について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第49号は原案のとおり決しました。

続きまして、報告事項でございます。本日の報告事項は2件となっております。1件は「全国学力・学習状況調査の結果について」でございます。もう1件は「いじめ案件について」でございます。「全国学力・学習状況調査の結果について」は7月末までの時限秘の内容となっております、「いじめ案件について」は個人情報に関わる内容であることから、これより以降「秘密会」といたします。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

横田教育長

それでは「全国学力・学習状況調査の結果について」、事務局の説明をお願いします。

学校教育課学力向上指導監

本年4月に実施されました「全国学力・学習状況調査」の結果データが、7月24日に教育委員会に提供されました。明日には、各学校にもWebシステムにより結果データが提供されます。本年度は、例年より約1か月早い結果データの提供となっております。学校内外において夏季休業中の調査結果に基づいた研修等が可能となり、調査結果のより効果的な活用が期待されます。なお、マスコミの報道解禁は7月31日の午後5時となっておりますので、本日も報告させていただく内容の取扱いにつきましては、その点についてご留意いただければと思います。資料も後ほど回収をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、結果の概要をご報告させていただきます。1ページをご覧ください。上が義務教育学校6年生を含めた小学6年生、下が義務教育学校9年生を含めた中学3年生の結果となります。

まず、上の小学6年生の方をご覧ください。グラフは平均正答率を表しております。青い棒状のグラフが高知市、緑の丸い点が高知県、赤い菱形が全国の平均正答率を示しています。グラフの下の表の数値の見方をご説明しますと、上から順に高知市の平均正答率、全国の平均正答率となり、次の「全国平均正答率比」は全国平均を「100」とした場合の高知市平均の比を示しており、さらにその下の数値は、全国平均正答率と高知市平均正答率の差を示しております。平成30年度

の高知市の小学6年生の平均正答率は、算数Aが0.6ポイント、算数Bが0.4ポイント全国平均を上回り、国語Aが1.6ポイント、国語Bが1.7ポイント、理科が1.6ポイント下回りました。その下にございますのが、高知県の平均正答率で、一番下の「正答率比」は県平均を「100」とした場合の高知市の値を表しております。ここで、右側の2ページの上の折れ線グラフをご覧ください。このグラフは、本調査が開始されました平成19年度から本年度までの全国平均との差の推移を表しています。一番右側が、先ほど申しました本年度の各調査の本市と全国の平均正答率の差を示しております、全国平均を示す「0」より算数A・Bが上にあり、国語A・B、理科が下にあることがお分かりいただけると思います。国語A・B、理科は全国平均を下回っているとはいいいましても、マイナス2ポイント以内にあることから、小学校については全国平均レベルを維持しているといえます。

調査結果から見えた成果としましては、算数Aの「数と計算」「図形」「数量関係」、算数Bの「数と計算」「量と測定」「図形」において、全国平均を上回る結果となりました。また、国語B・算数Bとも記述式問題においては、全国平均を上回る結果となっています。課題としましては、国語A・Bとも「話すこと・聞くこと」「書くこと」の領域において、全国平均を下回る結果が見られます。この調査結果を基に検証を進めながら、今後は、学びの質の向上のため、新学習指導要領に示された「資質・能力」の育成に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた組織的な授業改善の取組を支援していきたいと考えます。

続いて、中学3年生についてでございます。1ページ、下のグラフと表をご覧ください。全てにおいて本市の結果が全国平均に届いていないことがお分かりいただけるかと思えます。右側、2ページの下側のグラフをご覧ください。上の小学6年生と同じく、一番右側が本年度の本市と全国の正答率の差を示しております。折れ線の形状から、昨年度からは、全国との差が、国語Aにおいて1.3ポイント、国語Bは4.1ポイント、数学Aにおいては、0.6ポイントの改善が見られました。数学Bにおいては、8.0ポイント下回る結果となり、ややグラフも下降し、昨年度より全国との差に開きが見られましたが、3年ぶりの実施となった理科においても、前回と比較すると3.0ポイント改善が見られ、全国平均を下回る状況は変わっていませんが、平成19年度調査実施以降、各教科の改善傾向は続いています。本年度中学校質問紙調査（学校の取組の意識等を問うもの）では、「生徒の姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立している」の肯定的な回答の割合が全国平均を上回り、学力調査等を活用した授業改善の取組が進んでいることがうかがえます。

今後も、学校が目指すべき資質・能力の育成に向けた組織的、計画的な授業改善の取組を支援していきたいと考えます。3ページから7ページまでは、各調査別の高知市と全国の正答数分布を示しております。縦軸が正答者比率、横軸が正答問題数を表しております。8ページは国語A・Bと算数・数学A・Bの平均で各学校の状況を示したプロット図です。上が小学6年生、下が中学3年生となります。白抜き赤い菱形が、各学校を示しております、緑の三角形が全国平均、紫の三角形が県平均の位置を示しております。右上隅の色が付いた部分は、全国平均を上回る部分を表しております、本市が目指しております、全国平均比、小学校は105、中学校は100に両教科共に該当する学校の数は、小学校・義務教育学校前期課程で7校、中学校・義務教育学校後期過程で1校となっております。結果概要の報告は以上でございます。

今後、結果分析を行い、目標達成に向けて、授業改善を中心とした学力向上の取組を一層推進してまいりたいと考えます。

横田教育長

この件に関して、質疑等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。
次に「いじめ案件について」、事務局の説明をお願いします。

(この案件は、高知市教育委員会会議規則第10条の規定に基づき秘密会とし、同規則第13条第4項の規定に基づき会議録に記載しない。)

横田教育長

秘密会を解きます。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。
ありがとうございました。

閉会 午後5時54分

署 名

教 育 長 _____

3 番 委 員 _____